回答書

男鹿みなと市民病院給食業務委託プロポーザルに関する質問について、次のとおり回答いたします。

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領5 実施形式について	3社程度の第一次審査の選考とありますが、仮に参加業者が1社もしくは2社となった場合、選考の運用に変更はございますでしょうか。	変更はございません。
2	実施要領13 企画提案書について	実施要領13　企画提案書について　任意様式とありますが用紙の縦、横等も弊社任意でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	実施要領15-(2) 試食会について	試食会時についても説明や資料をはじめ出席者の服装についても会社名が特定できる言動や展示は控えたほうがよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 プレゼンテーションと同様になります。
4	別表　評価基準　3 食事提供について	地産地消、市内業者使用の視点とありますが、現在使用している取引先様と使用食材をご開示いただくことは可能でしょうか。	現在契約中の受注者と取引先の関係もあるため公表は差し控えさせていただきます。ただし、受注者決定後、現在使用している業者、または他市内業者をご案内することは可能です。

No.	質問項目	質問内容	回答
5	別表　評価基準 2 業務体制について	省力化を図るべく、業務効率化や安全性の観点から完全調理品（完調品）を導入・使用することについて、貴院（関係部署等、プロポーザル審査員の皆様）において共通のご認識・運用方針として容認されているかご教示いただけますでしょうか。	クックチル、クックフリーズ等の新調理システムの導入の可能性があることについては、認識及び容認はございます。また、導入自体についての加点、減点はございません。ただし、導入することによるメリット・デメリットは評価対象となります。なお、現在、新調理システムの導入となった場合でも対応可能な厨房への改修工事中であり、別添資料として示している図面は改修工事後のものとなります。
6	別表　評価基準 2 業務体制について	完全調理品を使用する場合における治療食等の運用につきまして、貴院の「約束食事箋」の基準（栄養価や提供規格等）に関して、完全調理品の製品規格に応じた柔軟な調整やご相談させていただくことは可能でしょうか。	治療食等の運用につきましては、参加事業者の提案内容となりますが、当院の約束食事箋の栄養価の基準に沿った、それぞれの患者に合った食事を提供いただくことは、治療行為の一環である本業務の基本的な業務でありますので、製品の規格に合わせるという考えはございません。普通食等からの展開、流用等で調整し、当院の基準に合わせることに関しては問題ありません。